

**天草・苓北ふるさとづくり寄附金支援業務委託
募集要項**

この募集要項は、苓北町（以下「委託者」という。）が実施する天草・苓北ふるさとづくり寄附金支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1. 業務の概要

- (1) 業務名 天草・苓北ふるさとづくり寄附金支援業務委託
- (2) 業務場所 苓北町内一円
- (3) 内 容 別紙「天草・苓北ふるさとづくり寄附金支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ア 受託者選定後、令和7年3月31日までの間、現受託者との引継ぎ及びシステム等の準備を行うための覚書を本契約とは別に締結する。なお、当該覚書に係る業務についての委託料の支払いは発生しないものとする。
 - イ 業務を継続して委託することに支障がないと委託者が認める場合は、委託者と受託者双方合意の上、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。
 - ウ 委託者または受託者は、契約期間の満了する6か月までに相手方に書面により通知することにより、本契約を解除できるものとする。

2. 参加資格要件

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「応募者」という。）に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 当該業務を遂行するあたり、他自治体（特に本町と同規模または小規模の自治体を含む）において同様の業務実績を多数有していること。
- (3) 参加申込みの日までに苓北町競争契約入札心得第2条の規定に基づく「入札参加資格審査申請書」が町に提出されていること。
- (4) 公告の日から参加事業者決定の日までの間に、苓北町工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年苓北町告示第8号）に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (6) 政令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札又は指名競争入札の参加を停止された場合は、その停止の期間を経過していること。

- (7) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人住民税、法人事業税）、市町村税等を滞納していない者であること。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

3. 参加申込み及び受付

(1) 参加申込み及び受付方法

応募者はプロポーザル参加申込書（様式1）の必要箇所に記入、押印し、必要書類（以下「申込書類等」という。）を合わせて封かんの上、指定の期日までに郵送で提出すること。

(2) 受付期間

令和6年10月28日（月）～11月11日（月） 午後5時必着

(3) 受付場所

苓北町総務課

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐660番地

TEL 0969-35-1111 FAX 0969-35-2454

4. 実施要領の入手方法

本業務に係る実施要領は、苓北町公式ホームページ（<https://reihoku-kumamoto.jp/>）からダウンロードすること。

5. 参加申込時の提出書類 ※JVの場合、全ての法人分

- (1) 参加申込書（様式1） 1部
- (2) 本社・支社等の状況及び実績書（様式2） 1部
- (3) 登記事項証明書 1部
- (4) 印鑑証明書 1部
- (5) 消費税及び地方消費税納税証明書 1部
- (6) 都道府県税納税証明書 1部
- (7) 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場合は、事業年度2期分の決算書）の写し 1部

6. 参加資格審査及び結果の通知

- (1) 応募者から提出された申込書類等は到着後速やかに審査し、参加資格の有無について、参加資格確認結果通知書（様式3）で通知する。
- (2) 参加資格有りとの通知を受けた応募者は、以後実施要領に基づいて提案者として提案書類等の提出準備を行うこと。
- (3) 参加資格無しとの通知を受けた応募者は、通知日の翌日から起算して7日以内に町に対して説明を求めることができる。

7. 質問の方法

(1) 本要項に関する質問は以下の通りとする。

ア 質問期限 令和6年11月6日(水)午後5時(必着)

イ 質問方法 質問書(様式4)を用いて原則としてFAX又は電子メールで質問すること。

ウ 質問先 : 荅北町総務課(担当:荒木)

〒863-2503 熊本県天草郡荅北町志岐660番地

TEL 0969-35-1111 FAX 0969-35-2454

電子メールアドレス araki-g@town.reihoku.lg.jp

(2) 質問に対する回答は原則として電子メールで行う。

(3) 質問に対する回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

問い合わせ先

荅北町総務課 担当:荒木

〒863-2503 熊本県天草郡荅北町志岐660番地

TEL 0969-35-1111

FAX 0969-35-2454

電子メールアドレス araki-g@town.reihoku.lg.jp